

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	4	担当課	土木管理課
法令名	浄化槽法	根拠条項	第32条	不利益処 分の種類	業者の登録取消・事業停止命 令	
○浄化槽法 (指示、登録の取消し、事業の停止等) 第三十二条（省略） 2 都道府県知事は、浄化槽工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り 消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 不正の手段により第二十一条第一項又は第三項の登録を受けたとき。 二 第二十四条第一項第一号、第三号又は第五号から第九号までのいずれかに該当することと なつたとき。 三 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。 3（省略）						